

国立大学図書館協会ビジョン 2025 の推進にかかる予算措置について

令和 3 年 11 月 12 日
国立大学図書館協会理事会

国立大学図書館協会(以下、「協会」という)会則第 20 条に基づき設置された委員会(小委員会を含む。以下、「委員会」という)が、第 68 回総会で策定された国立大学図書館協会ビジョン(以下、「ビジョン 2025」という)を推進するため、例年予算計上している委員会の調査研究費ではまかなうことのできない事業(戦略的海外派遣を含む)を行う場合の予算措置については、以下によるものとする。

1. 協会会長は各委員会に対して、ビジョン 2025 の推進のための事業を、通年で募集する。申請には別紙様式の申請書を用いる。
2. 事業の実施期間は、原則として協会年度(総会から次回総会まで)内の 5 月までとする。ただし、特段の理由がある場合は、本予算措置の実施期間(下記参照)を超えない範囲で、複数年度に渡って事業を実施することも可能とする。
3. 事業の 1 件あたりの予算措置額は、最大 200 万円を目途とする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。また、予算措置額の下限は設けない。
4. 申請された事業は、理事会において採否を審議し決定する。
5. 理事会における審議は、協会全体としてビジョン 2025 を推進する観点から行うが、協会の財務状況を考慮する。理事会は、事業の内容について委員会に修正を求めることができる。
6. 委員会は、予算措置を受けた事業の終了後、会計報告を事務局に提出し、残額が生じた場合は返還するものとする。
7. 委員会は、予算措置を受けた事業の終了後、別紙様式の報告書を理事会に提出しなければならない。また、委員会は、適切な時期に上記の報告に関連した成果を総会やシンポジウム等で会員館間に共有するとともに、協会ウェブサイト等においてビジョン 2025 に寄与した事業として社会へ広く発信しなければならない。

以上については、令和 3(2021)年度から開始する。終期についてはビジョン 2025 の実施期間とあわせ令和 7(2025)年度まで行うものとするが、必要に応じて見直しを行うものとする。